

御意見概要及び御意見に対する消費者庁の考え方

番号	御意見	消費者庁の考え方
1	<p>「これと同様のもの」が何を指すか不明確である。</p> <p>資料 1 第 3 ページに記載されている内容を指すと思われるが、その旨明記するべきである。</p>	<p>「これと同様のもの」の考え方に関しては、施行通知に記載します。</p>
2	<p>経過措置期間を延長するにあたっては、当該期間中に行政機関が検査の指導や検査業務委託を行う場合には、新旧のいずれの方法により試験を実施するか明示するよう、厚生労働省から検疫所及び都道府県等に通知いただくようお願いします。</p>	<p>食品衛生監視行政を担う厚生労働省に情報共有します。</p>
3	<p>分析技術の進歩等に臨機応変に対応し、適時適切に規格の適否判断を行えるよう、機器分析により規格が判断できる試験法を告示から通知に移行して問題ないのでしょうか？</p>	<p>遵守すべき規格につきましては、これまでどおり、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）に記載されております。</p> <p>器具及び容器包装に係る規格基準に関する試験法の一部は、「器具及び容器包装に係る規格基準に関する試験法等の取扱いについて」（令和 7 年 5 月 30 日付け消食基第 362 号 消費者庁食品衛生基準審査課長通知）の別添「器具及び容器包装に関する試験法」へ移行しました。</p> <p>当該通知に移行された試験法は、すべて機器分析により実施可能なものであり、別紙として「器具及び容器包装に関する分析法の性能評価の手引き」等をお示しております。</p>
4	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の改正案には異論はない。経過措置期間の 2 年から 5 年への延長は、監視機関である各地方衛生研究所の準備対応が間に合わないのであれば、やむを得ないことだと考える。 ・なお、今回の改正案には「同様のもの」という用語が追加されている。 ・「同様のもの」という用語は、以前の「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示の一部改正」でも 	<p>本案に御賛同の意見として承ります。</p> <p>「これと同様のもの」の考え方に関しては、施行通知に記載します。</p>

番号	御意見	消費者庁の考え方
	<p>使用されており、このときの「同様のもの」が何を指すか、は消費者庁の Q&A 最新版で明確に下さっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これに準じて、今回の改正案における「同様のもの」が何を指すか、Q&A 等で明確にいただけるとありがたい。 ・同じ用語が、同じ告示の一部改正において違う意味で使用されているので、万が一の混乱を避けるためにも、この明確化は必要だと考える。 	
5	<p>施行時期に経過期間を設けたのは理解でき、経過措置期間は5年間で妥当と考える。</p>	<p>本案に御賛同の意見として承ります。</p>